令和６年度　食でつながる日本の文化認定事業

委託実施要項

令和６年４月２４日

文化庁次長決定

# １　趣旨

 平成25年に「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録されるなど、現在我が国の食文化の価値は世界的に高く認められてきていることから、日本の食文化を振興していくことにより国内経済における好循環を期待できる状況にある。

そこで日本の伝統的な食文化を外国人目線で評価し映像化したコンテンツを制作し、我が国の食文化の魅力を国内外に向けて発信することにより、アジアや欧米をはじめとする外国の方々には日本各地で伝わる食文化が気候風土・歴史・習俗に深く根差して長い年月をかけて形成された奥深いものであることが伝わり、日本の食文化に興味を持つと同時に日本を訪れたいという欲求を誘発するとともに、国内でも我が国の食文化の素晴らしさを改めて認識させることを目的とする。

# ２　委託業務の内容

別に定める仕様書に基づき、上記１の趣旨に沿った取組を行う。

# ３　業務の委託先

上記２の委託業務の委託先は、食文化に関する相当の専門知識と経験を有し、上記２の委託業務等を円滑に実施することができ、次の（１）から（４）の要件を全て満たす法人又は団体（以下「団体等」という。）とする。

（１）定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること

（２）団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること

（３）自ら経理し、監査する等会計組織を有すること

（４）団体等の活動の本拠としての事務所を有すること

# ４　委託期間

委託期間は、委託を受けた日から契約期間満了日までとする。

# ５　委託手続

（１）業務の委託を受けようとする団体等は、別に定めるところによる業務計画書等を文化庁に提出すること。

（２）文化庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体等に対し業務を委託する。

（３）文化庁は、必要に応じて、当該計画の見直しを求めることができるものとする。

# ６　委託費

（１）文化庁は、予算の範囲内で事業に要する人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額）、再委託費、一般管理費を委託費として支出する。

（２）文化庁は、委託を受けた団体等が契約の定めに違反したとき、実施に当たり不正もしくは不当な行為をしたとき、又は委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の返還を命じることができる。

（３）委託費の支払いは、原則として精算払いとする。ただし、文化庁が必要と認めた場合に限り全部又は一部を概算払いすることができる。

７　再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

# ８　業務完了（廃止）の報告

委託を受けた団体等は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む。）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から30日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

# ９　委託費の額の確定

（１）文化庁は、上記８により提出された委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体等へ通知するものとする。

（２）上記（１）の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

# １０　その他

（１）文化庁は、団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。

（２）文化庁は、委託業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。

（３）文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。

（４）団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。

（５）この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領（平成20年２月１日付け文化庁次長決定）に定めるところによる。